

県有施設等における公共用 EV 充電設備導入事業に関する協定書（案）

千葉県（以下、「甲」という）と〇〇〇〇（以下、「乙」という）は、相互の連携により、県有施設等における公共用 EV 充電設備（以下、「充電設備」という）の導入を進めることとし、次のとおり、県有施設等における公共用 EV 充電設備導入事業に関する協定書（以下、「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、県有施設等（県立都市公園、県立自然公園及び県立博物館）の駐車場における充電インフラの整備を通じて、EV の普及促進を図るとともに、当該施設における利便性の向上等を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 甲及び乙は、前条に定める目的を達成するため、互いに連携・協力し、誠実にこれを履行しなければならない。

（甲及び乙の主たる役割）

第3条 甲は、県有施設等の駐車場において充電設備の設置場所を確保するものとし、乙は当該場所に充電設備を設置・運用するものとする。

（実施期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から、令和17年3月31日以降、乙が行う充電設備の撤去及び原状回復が完了する日までとする。なお、原状回復の範囲等については、甲乙協議の上、定めるものとする。

2 前項の期間については、甲乙協議の上、延長することができる。

（事業費用）

第5条 現地調査、充電設備の設置費（電線の新規引込工事費等を含む）、維持管理費（機器の修繕・更新費等を含む）、撤去・原状回復に関する費用、及び充電サービスの運営費等（充電に係る電気料金等を含む）は、乙の負担とする。

（関係法令等の遵守）

第6条 乙は、本事業の実施に当たり、関係法令のほか、公募時の仕様書及び乙が甲に提出した企画提案書等の内容を遵守しなければならない。

（秘密保持）

第7条 甲及び乙は、本協定の検討及び実施を通じて知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）について、本協定の有効期間及び

有効期間終了後を問わず、相手方の書面による事前承諾なしに、第三者に開示・漏洩又は本協定に定める以外の目的のために使用してはならない。

(指定管理者等との関係)

第8条 県有施設等が指定管理者等により管理されている場合、本協定に基づく業務は、当該施設の設置者である甲及び当該協定に基づき業務を行う乙の責任において実施されるものとし、指定管理者等は、甲の管理の一環として、必要に応じた協力を行うものとする。

2 充電設備の設置、運用、維持管理及びこれに起因して生じる一切の責任は、乙が負うものとし、甲及び当該施設の指定管理者等は、その責めに帰すべき事由がある場合を除き、責任を負わないものとする。

(覚書)

第9条 甲及び乙は、本協定に定めのない詳細事項等について定めるため、別途覚書を取り交わすことができるものとする。

(協定の変更及び解除)

第10条 甲又は乙が本協定の変更又は解除を申し出たときは、協議の上、合意により本協定を変更又は解除することができる。

(協議事項)

第11条 本協定について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 千葉県千葉市中央区市場町1-1
千葉県
千葉県知事 熊谷 俊人

乙 ○○都道府県
株式会社○○○○
代表取締役 ○○○○